

第391回南国市議会定例会会議録

第5日 平成28年6月17日 金曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教育長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員局長	細川千秋君
農業委員会 事務局長	土橋愛君	消防長	小松和英君

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

—————

議事日程

平成28年6月17日 金曜日 午前10時開議

第1 一般質問

—————

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

—————

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。9番有沢芳郎君。

〔9番 有沢芳郎君登壇〕

○9番（有沢芳郎君） おはようございます。

最後の日になりましたけども、よろしくお願ひ申し上げます。

私の通告は、市街化調整区域の見直しを、社会増を実現するには、大篠小学校のマンモス化の原因は何か、市街化調整区域の空き家対策はどうなっているか、そして公共交通サービスにタクシーの導入は、デマンド交通システム、サービスチケットの配給は、というのがで通告させ

ていただきます。

全国土の面積約37万7,886平方キロメートルに対して、都市計画区域は約26%で9万9,486平方キロメートルで、さらにその約15%で約1万4,463平方キロメートルが市街化区域として指定されているにすぎません。全国で見れば、市街化区域は4%にも満たないのです。面積だけを比べれば、市街化区域と市街化調整区域のどちらでもない非線引き都市計画区域が圧倒的で、線引きされた都市計画区域の中では、市街化区域よりも市街化調整区域のほうがおよそ約2.6倍ほど広がっています。

では、南国市ではどうなっているか。南国市は、土地の開発を規制するために市街化調整区域が昭和45年に指定されました。県の副都心と言われているのに、市街化調整区域が国土の約10.3%なのに南国市は92%も市街化調整区域であります。国は農家を守るか、農業を守るかわかりません。耕作放棄地は年々ふえ続けているが、現状では全国で40万ヘクタールの耕作放棄地があり、埼玉県面積より広いのであります。この条例は、徳川綱吉の生類哀れみの令と同じで、平成の時代にはふさわしくない条例であります。農地に対する課税はどのように区分されているか。農業で生計を立てている市街化区域がふえると、税金が上がるので困るので反対だと言っています。まさにそのとおりなんです。市街化調整区域の農地は、一般農地と市街化区域農地に分類されています。一般農地は平均当たり坪4.62円で、市街化区域の農地は坪当たり295.24円の課税です。63.9倍も高いのです。

では、隣の香南市の農地の課税はどうなっているかといいますと、一般農地と同じ課税で坪当たり平均4.6円です。線引きしていないので市街化区域ではないからです。要するに、市街化調整区域などの線引きをする必要はないのです。市街化調整区域を香川県のように、高知市、香美市、いの町と連合して県に廃止してもらいたいです。できなければ市街化調整区域の線引きを見直しをする考えがあるか、市長に考えをお伺いします。

隣の香南市では、市街化調整区域の線引きをしていますが、農業も盛んで、県内一を誇るニラや山北みかんなど、13年度の農業総生産は、高知市に次いで2番になっております。

次に、平成28年6月7日の高知新聞に「社会増」実現5市町村、の記事を読むと、県内自治体の人口減に歯どめがかからない中、香南市、芸西村、北川村、梶原町、三原村、どの地区も市街化調整区域の線引きはしていないのです。また、中学校卒業までの医療費が無料、保育の預かり時間が7時30分から18時45分、保育料が最大収入の40%減、子育て支援はあって当たり前と職員は言っています。南国市長は、社会増実現にどのように取り組むか、教えてください。

平成26年10月24日に空き家対策で市街化調整区域の賃貸における規制が緩和されましたが、

本当に県民の、また津波浸水が予想される方たちのために朗報なのか。実際にはハードルが高く無理ではないのかと思いました。そうすると、高知県宅建協会は、平成28年1月29日市街化調整区域の空き家対策の件を提言したところ、3月9日に規制が少し緩和されました。南国市は、空き家対策の賃貸も含めてどのような対策を考えているか、教えてください。また、空き家が何軒あるか、教えてください。現在、何人の人が相談に来ているか、教えていただきたい。

また、大篠小学校のマンモス化の原因は、市街化区域が大篠地区だけ、南国市で家が建てられるのは大篠地区だけなんです。子供の運動会も水泳競技も800人も児童がいると、ほかの小学校の児童のように、いろんな競技にも参加できません。ましてや5年もしないうちに、児童が1,000人になる予定です。隣の日章小学校は、5年後には児童数が半分になり、100人前後になります。市長はこの現実をどのように考えているか、その対策を教えてくださいたいと思います。

次に、南国市は交通関係事業補助金として、一般乗り合いバス運行委託として、土佐電ドリム、医大久枝線に1,524万円、廃止路線代替バス運行費補助金を北部交通、医大高知線に54万円補助金を支給しています。生活バス運行維持費補助金を1,724万円をとさでん交通に支出しています。過疎化・高齢化の進行により、日常生活を維持していく上で公共交通の重要性が高まっています。南国市の市道は道幅が狭く、7メートル以上の道はごくわずかしかありません。

そこで、南国市の市民の皆様が利用しやすい新しい公共交通サービス体系の構築を図るために、交通事業者、バス、鉄道、タクシー会社など、高知県、国、南国市、地域の代表から成る協議会を立ち上げて、通常タクシーの融通性と路線バスの低額さを兼ね持つデマンド型乗り合いタクシーとしてデマンド交通システムを採用してはどうでしょうか。運行ルートが決まっているわけではなく、病院や市役所、スーパー、商店街、公民館など、その日の予約に応じて迎えに行く。登録者宅への事前訪問で運行状況を把握します。受け付け業務や運行手配は、商工会に協力をお願いします。通常の乗車券は、1回当たり300円から500円の運賃にして、距離に関係なくチケットを販売するのです。乗り合いタクシーに補助金を支給するのです。このシステム導入をするか、教えてくださいたい。

デマンド交通システムを採用すると、大篠小学校のマンモス化が少し緩和できると思います。が、スクールバスの代替えにデマンド型乗り合いタクシーで通学することができます。教育委員会は、スクールバスのかわりにデマンド型乗り合いタクシーを利用して、大篠小学校隣接校

選択制度の改革の役に立つと思いますが、検討をしていただけるかどうか、御返答お願い申し上げます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） おはようございます。

有沢議員、まず最初に言われました都市計画上の市街化調整区域の取り扱いについてでございますけれども、正直申し上げます、私もこの南国市の線引き、中でも市街化調整区域につきましては、市長として本当にもう何度かわかりませんが、じくじたる思いをしたことがございます。先人の方々が南国市の計画、秩序ある土地利用を目指して、当時線引きというものに踏み切った。これはずっと南国市の歴史を見てきた場合、全く間違いであった、こういうことにはならないと思っております。ただし、例えば市街化区域における土地利用が一向に進んでいない。篠原地区の例にもございますように、税金は高い税金を今日まで払っていき、また相続税なんかの場合には、明らかな莫大な税金を払ってきて、土地利用が一向に進まない、そういう意見がたくさんありました。私が市長になる以前に、そういう話し合いの場にも参加させていただいたことがあります。そうした地域の皆様方の御意見を聞いて、これは絶対に全面的な市民の協力を得て、早い時期に土地利用ができるような状況をつくらないといけない、そういうことを痛感したわけでございます。そして市長に就任しましてまず行ったのは、篠原の区画整理事業を断行しようということで、初めての試みでございますので、広い面積ではございませんけれども、これを今現在進めているところでございます。

調整区域につきましては、本当にたくさんの方から南国市へ進出していきたいけれども、あの都市計画が何ともならん、何とか市長ならんかやというような声をたくさん聞きました。全然全く手つかずで何ともならんお手上げという状況では、私はないと思っております。手法はございます。それは地区計画をつくるという、唯一の方法があるわけでございますけれども、これを一つは武器に進めていきたいと現在は思っております。有沢議員御承知だと思いますが、市街化調整区域の変更あるいは市街化区域の変更ともに、これは南国市が加入といいますか、高知広域都市計画区域内の一つの市町村として、どうしてもこの中の協議が必要になるわけでございます。そしてまた、最もハードルが高いのが、高知県の県の許可が必要であると。最終的には国土交通大臣の同意になるわけでございますが、実質は県の同意が要ということでございます、なかなかこのハードルが高いと。調整というのは、調整という言葉を使っております。

ますけれども、同意に近いものが要ると、他の市町村の。そういうことがありますので、現在のところは、何度も言いますように、土地の地区計画を持ってやっていくしかないと思っております。

そして、南国市はいつも県に都市計画上のことでお伺いを立てるのではなくて、この開発許可等に係る権限を南国市に移譲してもらおうという決断をいたしまして、平成30年、2年後になるわけですが、30年をめどに南国市にその開発行為の権限を移譲すべく準備を進めているところでございます。

以上、答弁にかえさせていただきたいと思うわけですが、デマンド型乗り合いタクシーにつきましては、これは試みに中山間地域全域で現在やっております。これの効果、事業の効果の分析等も十分いたしまして、平野部と中山間部が何といたしますか、サービスの開きがないように、同じようなサービスに持っていくために、これから南国市の公共交通会議等を踏まえて検討していきたい。これは急いでやりたいと思います。

そして、校区の問題につきましては、教育委員会から答弁があらうかと思っておりますけれども、今打てる手法というのは、大篠中央地域をできるだけ分散するために校区の選択制、こういうことをしてやっていくしか、現在のところ、これの具体的な手法というのはないのではないか、このように考えております。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） おはようございます。

有沢議員の市街化調整区域の空き家対策についての御質問にお答えいたします。

市街化調整区域の空き家の賃貸についてですが、平成26年10月に開発許可の規制緩和が行われ、それまで市街化調整区域の空き家を賃貸とすることは認められませんでした。津波浸水予測区域からの転居または県外からの移住の場合は、高知県開発審査会へ付議し、審査会の議決を経たものは認められることになり、都市計画法43条の用途変更申請の際にも、合法的に建築された空き家であれば、官民境界確定は不要となるなどの規制緩和もされました。この規制緩和に関するチラシを現在都市整備課内の相談テーブルの上に目立つように置き、周知を図っております。

また、早急にホームページへも掲載し、一層制度の周知に努め、一軒でも多く空き家を賃貸できるよう、空き家バンクに登録していただき、津波浸水区域からの転居や県外からの移住促

進を図ってまいりたいと考えております。

市街化調整区域の空き家の賃貸については、現在1軒申請中で、高知県開発審査会に付議されております。

また、市街化調整区域の空き家の賃貸以外の空き家対策については、本年度中に南国市空家等対策計画を策定いたしますので、計画作成の際にどんな対策がとれるのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家の戸数については、平成25年住宅・土地統計調査によりますと、南国市全体では2,910戸となっております。市街化調整区域の空き家戸数については、現在のところデータがないためわかりませんので、今後はデータベース作成のための空き家等の実態調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 有沢議員さんからの平野部におけるデマンド型乗り合いタクシーの導入につきまして、先ほど市長のほうから一部答弁がございましたけれども、補足でお答えをいたします。

デマンド型乗り合いタクシーにつきましては、本市では国庫補助制度を活用しまして、平成24年度から市内北部中山間地域の一部で運行を始め、平成26年度10月からは、北部中山間地域全域で運行をしております。このデマンド型乗り合いタクシーにつきましては、一般的には路線バス等の需要の少ない地域などで、バス路線廃止の代替手段として導入されることが多く、奈路地域では、旧の高知県交通のバス路線の代替手段として導入をしております。平野部での乗り合いタクシーの導入について御提案をいただきましたけれども、議員が言われるとおり、導入の方法によっては、これまでのバス路線沿線の住民だけでなく、広範囲の住民が公共交通の恩恵を受けることができると思っております。有沢議員さんからの御提案では、ルートを決めずに目的地も病院、公共施設、そして買い物のための量販店など、幅を持たせることで利便性の高い市民の足を確保すべきではないかという御趣旨であったかと思えます。市民の足・公共の交通をしっかりと確保するという事は、非常に重要であると考えております。ただし、現在北部中山間地域で運行しております乗り合いタクシーでは、とさでん交通が運行します幹線系の路線バス停留所に接続することで国庫補助の対象とされておまして、平野部での乗り合いタクシーの運行が、この国庫補助の対象になるか否かで市の負担額は大きく変わってまい

ります。まずは、現行の路線バスの利用状況をしっかりと把握した上で、路線バスから乗り合いタクシー制度に切りかえする場合の費用の負担の比較、また仮に乗り合いタクシーに切りかえる場合に運行の範囲を平野のどこまでに広げるか、さらには、目的地を病院や公共施設などに限定するか、それ以上に広げるかといった運行の方法やルートのお考え方はさまざまでありますので、市街地におけるデマンド型乗り合いタクシーを導入しております先進事例を情報収集するなど、まだまだ研究の余地があると考えております。

現在、高知県中央地域では、バス路線の再編が検討されておまして、それにあわせた市内の公共交通体系も考えていく必要があります。また、乗り合いタクシーの運賃設定などにつきましては、最終的には交通事業者や道路管理者などで構成されます南国市地域公共交通会議で協議をしまして決定していくこととなりますので、そちらで先進事例なども参考にしながら検討を進めていきたいと思っております。

また、乗り合いタクシーの運行につきまして、タクシーチケット制にできないかという御質問でございましたけれども、タクシーチケットによる補助というのは、本市では福祉タクシー事業など、利用者が限定された福祉施策として実施しておりますが、広く市民が利用できるようなものとはなっておりません。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、まずは路線バス運行との経費の比較検討、そして乗り合いタクシーで運行するとした場合の運行の方法やその範囲などについて先進事例の情報収集を行い、検討を進めた上で次の段階として考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 有沢議員さんから、現在審議を進めております大篠小学校隣接校選択制度と絡めて、デマンド型のタクシーの可能性についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

現在、話を進めております大篠小学校隣接校の選択制度について、現状ではスクールバス等の通学にかかわる公的な手だてについては考えてはおりませんが、議員さんおっしゃいますデマンド型のタクシーが小学生にも利用できるということになれば、通学が遠距離の生徒または家庭にとっては、大変利便性の高いものとなることと思われまます。市長、企画課長も申しましたが、検討する幾つかの課題もあるようでございますので、今後デマンド型のタクシーが導入の方向になりましたら、通学への可能性を探ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 9番有沢芳郎君。

○9番（有沢芳郎君） それぞれの答弁、ありがとうございました。

市長も3期になりますんで、当然県の認可制っていうのは、当然僕も十分承知しております。市街化調整区域は、昭和45年に施行されましたけれども、その当時施行するまでは農地の地価が非常に高くて、米が非常に高い値段で取引されておりました。僕らが子供のとき、昭和43年ぐらいには、まだ田植え機がなくて、まだアキシさんというて、近くから幡多とかほかの地区から田植えを植えにきてくれたり、稲を刈りにきてくれたり、七、八人の人が一つの農家に宿泊しまして農作業をやった時代のときの話なんです。その時代は、当然農地が非常に重要性を持ってまして、南国市では香長平野、米が2回とれよりましたんで、私も子供のころは2回米をとるために手で稲を刈ったりして、それほど農地というものは大切なものでありました。

ところが、もうそれから45年たってます。45年たつということは、それだけ時代のニーズが変わってきまして、今や農地は反当たり100万円もしません。昔は1,000万円以上の取引をしておりましたけれども、今それくらい農業をする、農家を継ぐ人がほとんど少なくなったという人が現実なんです。だから市街化調整区域っていうのは、今の時代には必要がないのは市長も十分わかっていると思うんですけども、ただ認可権が知事にあるっていうことなんで、これは広域連合、いわゆる今隣の香美市、高知市、いの町、そして南国市、広域連合で陳情してひとつやっていたきたい。できんことはないと思うんです。なぜなら、隣の香川県は市街化調整区域を撤廃しました。やろうと思えばできないことはないんです。市街化調整区域で農家の人が非常に損害をこうむっているっていうのは、僕はそっちのほうが大事じゃないかと思うんです。今うちの近くでも農家をやって倒産した人がおるんです。それほど農家っていうのは大変疲弊しています。まして米の収穫だけをとったら、もうとてもやないけれども、もう30キロ5,000円以下の取引になっております。これでは生計が立てれない。だから農家をやろうにもできない。では、農家が困ったときに何をするかいうときに、農地を、例えば隣の香南市やったら、不動産屋の人が買うことができるんですけども、南国市の場合は市街化調整区域があるために、不動産屋の人は買えません。5反以上持っている農家の人やないと買えない。それだけ農地の売買ができません。これはあくまで市街化調整区域が原因なんです。市街化調整区域って、昔は非常にその線引きをするのは大変やったと思うんですけども、もう45年たった今の時代では、これはもう悪法なんです。はっきり言って市街化調整区域があるために、市街化区域の農地を持ってる人が莫大な税金を払ってる、同じ農地でありながら。63倍の高い

農地の税金を払ってるんです。これは平等じゃない。だから国の面積でいえば、ほとんどの地区が非線引き地域なんです。いわゆる市街化調整区域、市街化区域いうて、分類しなければいいんです。分類しなければ、例えば空き家対策にも43条の申請が要ったんです。空き家対策をやるときに43条の申請が要って、官民協定をやらないかんで、これを空き家を貸すのに3万円とか5万円の家賃をもらうのに、この申請書をつくるだけで40万円、50万円の費用が要るんです。誰がやりますか、やるわけないんです。だから宅建業界と一緒にになって高知県へ陳情したんです。こんな条例、これは43条は単なる県の要綱なんです。簡単に直せるんです。条例でも法令でもない。だから、要綱、要綱は簡単に直せる。これは市長が今言われたように、地区計画の中で簡単に抹消できるんです。だから市街化調整区域は、今官民協定は緩和されましたけれども、ただし許可申請書、土地の登記簿謄本、建築に係る理由書、土地の使用承諾書、住民票の写し、申請地現況の写真、そして官民協定書が要らないんですけど、実測図は必要というようにただし書きがあるんです。これいうものは、必要ないんです。これは市街化区域では要らない。市街化区域の人は、無償でこんな提案書は出さなくてもよくて、すぐに提出できます。だからお金が要らない。

また、既存宅地を売買するときも、この43条申請が要るんです。43条申請というのは、29条申請を申請するかわりに43条で既存宅地の方はこれで家が建てれる申請書類なんです。この43条申請も既存宅地で家を建てたいといったときでも、この43条を申請するに、土地家屋調査士さんとか行政書士さんに頼みますと、ざっと費用が50万円かかります。市街化区域では、これは無償なんで、必要ないから。市街化調整区域の人だけがこういうふうに要らんお金を払わなくてはならない。こういったことは、やはり市長の権限で知事にちょっと陳情していただいて、こういう要綱でやるやつを緩和していただきたい。市街化調整区域は必要ですけども、市街化調整区域は要りませんと、そういうふうに言っていただきたい。こういうふうに、いわゆる市街化区域における人間が自由に家、土地、既存宅地が売買できるようにしていただきたい。これは市長等熱意があれば、必ずできるはずなんです。市街化調整区域を撤廃せよというほどハードルは高くありません。要するに地区計画でこういう43条申請の緩和をしていただきたい。これが私のお願いであります。地域のお願いであります。

そして、市街化調整区域があるために、例えばうちの近所で高速道路で立ち退きになりましたけども、農家ではありません。会社員が立ち退きするときは、どこでも家が建てれないんです。だから、市街化調整区域に家が建ってるサラリーマンの人が、高速道路で移転したときに賠償金額より高い市街化区域の土地を買わなくてはならないから、市街化調整区域じゃなくて、

隣の香南市の線引きしてないところへ行けば、10万円台で土地が買えるから、そっちへ移転したんです。そういうようにして人口が減少しているんです。わかりますか、これが実態なんです。だからこういったことの規制を緩和していただけるのは、もう市長にお願いをしまして、ぜひとも知事に陳情をしていただいて、こういう市街化区域と市街化調整区域の申請書類の差別がないように、簡単にできるようにしていただきたい。市街化調整区域の基本原則は、優良な農地を乱開発することによって、無駄な宅地にしないというのが基本原則なんです。もともとそこへ45年以前に家が建ってたところをどのように開発しようが、農地ではないんですから、そういうような基本原則を犯しておりません。だから、そういったところをひとつ市長さんの力を持って、南国市市街化調整区域に住んでる市民の皆様が、もう少しお金が要らないように、空き家対策の賃貸も含め、そして既存宅地を他人に売買してもお金がかからないような申請書類ができるように、そういうことをひとつ市長にお願い申し上げます。

そして、今デマンド交通タクシーですけれども、高知市はあくまでバスの停留所までに行くルートに交通タクシーのチケットというがを出して、デマンド交通システムをやっております。これは南国市にはちょっとふさわしくありません。なぜかといいますと、南国市は家が密集してない。要するに日章地区とか岩村地区のように家が点在しているようなところは、バスは当然入りません、3メートル以下の道がほとんどですから。当然そこでタクシーになる。だからその家から停留所まで行くのに七、八百メートルかかります。そうすると、停留所に行くより目的地に行ったがほとんど距離的には変わりません、時間も。だからデマンド交通タクシーも地区によっては、そういうふうにご利用価値の形態を変えてやるよう取り組んでいただきたい。そして、これをやってるのは隣の香川県のまんのう町、ここは商工会を通じてこのシステムをやっております。全国的にインターネットで見ますと、デマンド交通システムをいろんな分類でシステムを導入しております。だから、この補助金がどの部分でつくつかないかは調べていただいて、必ずほかの市町村でもそういうふうなやり方で補助金を採用してやっているとあると思うんです。これをぜひ調べて早急に対応していただければ、弱者いわゆる交通弱者もそうですけれども、大篠小学校の子供たちのスクールバスにもタクシーとして利用できるんじゃないかと思えます。

ぜひ検討のほどをお願い申し上げまして、この43条申請、地区計画をもう少し簡素化して利用できるようなやり方に取り組んでいただけるか、再度御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） お答えいたしたいと思えます。

私、有沢議員が言われるように、過去2回にわたってこの調整区域内の空き家の問題について市長会で申し上げました。その結果かどうかはわかりませんが、一応津波浸水区域から移転することにおいては、調整区域内の者であっても要らない。それから県外からの移住も要らない、こういうように変化をしてきたわけでございます。ただ一つだけ有沢議員が言われた地価が下がったから、農地のお米の値打ち、そして地価が下がったからどうのように土地利用をしてもいいということではないと、これは違うと。農業を守るという視点を別に放棄したわけではございませんので、例えばよく言われます食料の自給率においても、我が日本は先進国と言われる国の中では断トツに低いわけです。そういう意味からすると、限られた日本の農地というものは、守っていかないといけない。そして、国が提唱しますように、コンパクトな町をつくるという視点に立てば、南国市がどうしても今市街化区域をふやさないと理由は見当たらない、こういうことでございます。ただ、これからのいろんな施策を考えて、人をふやさないといけない、これ以上人を減さないためには、働く場も要るでしょう。そういうことになると、できるだけ農業として守っていく地域とそうでない地域の分けもしてやっていかないといけない、こういうことを私は目指しておると、こういうことでございます。ですから、有沢議員の言われることはよくわかるんですが、先ほど言いました、私がそれほど力があるわけではございませんけれども、言うべきことはきっちり県知事に対しても、先ほど言いましたように、二度にわたって今までその実態というものを言ってまいりまして、一定の前進はあっておるものと思っております。まだこれから土地利用に関する課題はたくさんありますので、問題がたくさん含んでおりますので、きっちり私も認識して、そのあたりを言うべきことは言っていきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 9番有沢芳郎君。

○9番（有沢芳郎君） 市長の非常に熱い思いは真摯に受けとめて、私も理解はしてるんですけども。農業を守るということはどういうことかと言いますと、例えば米だと、米をつくるために今圃場整備を1,000ヘクタールやる施策を打ってますけれども、そうじゃなくて、目減りした商品に補填をしていただかないと、農家はやっていけません。国の施策はちょっと間違っていると、僕は思ってるんです。農家が米が30キロ当たり1万円もしゆう時代は農家は裕福で、後継ぎの人はおりました。今はそれは半分以下なんです、5,000円を割ってます。こんな5,000円割ってる、土地を1町持っても、まず生計は立てられません。10町持ったらどうかといっても、これもなかなか10町でも難しいって言われてるほど米価は安くなっております。

なぜかといいますと、今TPPで仮に米が自由化になりますと、例えば窪川にあるあの香り米、あれは中国の延吉でもう既に使われておりました。私は窪川農協の職員と一緒に延吉へ招待されまして行きました。そうすると、窪川のあのおいしい香り米が、中国の延吉でつくってる。何と単価は30キロ1,500円なんです。それを市場に売っております。これくらい米価というのは、もう非常に安い。これで米だけを中心に生計を立てようって、これは至難のわざです。だから国が農家を救うんでしたら、この目減りした商品に対して補助金を出してあげないと、誰も継ぐ人はおりません。これが間違ってるんです。それをつくるための土壌整備は当然することは大事かもしれませんが、つくる手段じゃなくて、つくる商品に目減りした分をどれくらい補填してあげて農家の人がどれくらいそこで生活できるかということをやっておかないと、今のままだと農家を継ぐ人は、多分いないと思います。私も義理の父親の農地を引き継ぎましたけども、4,000坪で柿農園をやっておりますけれども。昔のおやじなんかは、柿収入でも800万円から1,000万円の収入があったんですけども、今はたったの200万円しかない。これではとてもやないけど生計できません。それくらい果樹園農家も疲弊しているんです。企業努力することも大事かもしれませんが、今の日本の農業は、いわゆる農業を守るんであって、農家を守りません。みんな農業と農家を勘違い、同じと思ってるんですけども違う。農業は企業ができますけれども、農家は企業はできません。個人なんです。補助金の申請にしても、物すごい厚い書類が要ります。知事がやってる6次産業化も、一生産者がつくって、僕は柿でドレッシングをつくって、8人の中の一人で補助申請をもらって、いろんな商品開発をしましたけど、マーケティングは非常に難しい。お金はかかったんですけども、それで何とか切り開こうとしましたけれども、柿の葉っぱのお茶をつくったり、柿ドレッシングをつくったり、柿まんじゅうをつくったり、いろいろしましたけれども、なかなか販売ルートに乗ることは難しかったんです。それだけ農家の人がやろうというのは、なかなか難しい。これをやるには、やはり農業生産法人をつくって、いろんな意味でJAと協力しながらやるとかいう方向づけでやらないと、なかなか難しいんですけども、果樹園農家は、なかなか南国市では協力してくれません。そういう意味で、農家を守るというのは非常に大事なんですけれども、この農家を守る基本は何かというと、市街化調整区域やったんです。

ところが、今はこの農家を守るのは、いわゆるそういう意味でいえば、政策が全然違う方向へ行っております。米をつくらなくて減反にお金を出したり、飼料米をつくってお金を出したり、普通補助金いうたら、新しい商品をつくって努力した人に補助金を普通出すもんですけれども、つからないほうに出すっていうような農家の補助金の制度をやっているもんですから、一

向に農家が進歩しません。だから農家っていうのは、非常に日々生活するのに大変なんです。だから僕は何が言いたいかというと、市街化調整区域があるところの農地と市街化調整区域がないところの農地では、同じ農地でも資産価値が違うということを言いたいです。ここを僕は非常に声を大にして言いたい。そうすると、農家の人がいざとなったときには、資産が非常にふえます。そういう意味でも、僕は何としてでも市街化調整区域の撤廃を、大変難しいハードルとは思いますが、市長に再度お願い申し上げまして、僕の質問とさせていただきます。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 農業の行く末というものが非常に見えなく暗い、これが現実的にそうであろうと思えますけれども、けれども、やはり昔のような米だけの1町あるいは2町ぐらいの田んぼをつくったら米だけで、そのほかのものも若干の野菜とかあるわけですが、何とかやられていった時代というのは昔の話であると。今農業の産業化が、企業化が非常に言われております。規模もハウスだけでも数ヘクタールのもをつくって、たくさんの雇用も要するというようなことで、企業としてやっていく。南国スタイルのほうも、これからその第一歩を踏み出そうとしておるわけでございます。そして、米専業農家であれば30ヘクタールとか40ヘクタールとかいうものをつくっていかないと、農業をなりわいとできない、こういう時代になってきたわけです。ですから、そういう中で、有沢議員少し言われたとも思うんですが、だからといって、これから日本の農業基盤が、あるいは土地改良が不必要であるなどということは絶対あり得んことではございますから、そのことはきちっとやりながら、農業を守りながらこれからの土地利用というものを考えていく。こういうことでないと、もう農業がこれくらい衰退したから、もう農地はどうでもいいとかという話ではない。私は、だから最後のこれがチャンスであると思って、今国のほうに800ヘクタール、南国市で700ヘクタールから800ヘクタールの圃場整備をして、守るべきものはきちり守っていくと、こういう方針でやっております。

なお、これからの土地、調整区域も含めた土地利用については、これは常に考えていかないかん課題である、そのように思っております。

○議長（西岡照夫君） 3番浜田憲雄君。

〔3番 浜田憲雄君登壇〕

○3番（浜田憲雄君） 3番浜田憲雄でございます。今議会も最終日、最終の質問者ということになりました。よろしく願いをいたします。

私は通告のとおり、南国市民の皆さんの、みんなが安心して住める、また住み続けたい地域づくりのために、次の3点について質問をいたします。

まず1点目は、南海トラフ地震対策について、2点目は、小中学校の設備環境の整備、特に学校のプール設備の現況と整備計画について、それから3点目は、海岸の環境保全、中でも南国市の海岸に産卵するウミガメの保護について質問をいたします。

まず、質問に入る前に、もう既に2カ月がたちましたけれども、去る4月14日発生しました熊本地震により亡くなられた方々、お悔やみを申し上げますとともに、被災をされました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、早速質問に入ります。

1点目は、南海トラフ地震対策、特に命をつなぐ2次避難所など、地震・津波による大災害発生後の応急期機能配置計画について質問をいたします。

東日本大震災が発生してからはや5年という歳月がたっております。いまだ被災された方々や避難を余儀なくされている方々の避難生活が依然として続く中、また今回は熊本で大きな地震が発生し、多大な被害が出ていることについて、火山国日本、地震国日本であるがゆえの宿命とはいえ、多くの皆様が心を痛めていることになっております。そして、私たちはこの地震災害を決して忘れることなく、近い将来必ず発生する南海トラフ巨大地震への貴重な教訓として、地域住民はともどもに行政が取り組む、そして生かしていかなければならないと強く考えるところであります。こうした中、今私たちの地域の声、話題というのは、やっぱり地震発生後、避難所や避難タワーへ避難して何とか命は守れた、助かったものの、地震の激しい揺れで家が倒壊したり、また津波で自宅が消失したりする、本当に住むところがなくなる事態も予想され、特に太平洋沿岸、久枝から前浜、浜改田、十市、こういったところの生活をする人については、本当に避難タワーから次の日過ごせる2次避難場所はどうかちゅうろうと、仮設住宅は検討されているのかと、先の見えない対策について不安感は非常に強いものがあります。そして、私はさきの議会でも少し述べさせていただきましたが、地域住民の中には、本当に健常者ばかりではないということ、要行動支援者とか高齢者が多く、また寝たきりの人、本当に動くことのできない人、そして透析を受けておる人とか、本当に避難所へ行っても避難所では対処できない人たち、そして災害でけがをして緊急に病院へ搬送するという避難住民が来たとき、避難所では誰がその人をこうやれとかいうことにして、どこの病院へ搬送するのかという搬送先の医療基地というのはどこにあるのかということのも、まだ今のところきれいなことはわかっておりません。

また、避難場所から災害本部、多分市役所のほうでのことになりますが、それとの相互の連絡方法、また避難所相互の連絡体制、こういったものはどうなっておるのかと。また、救急隊

の設置は、配置はどこにあるのか。さらに、津波浸水で大きな揺れ、倒壊によって大量に発生する災害廃棄物、特に建物、屋根瓦、ブロック塀、倒壊によってできる大量の樹木、そして浸水によってできる布団とかテレビとかそういったものの生活用廃棄物、こういった瓦れき類の廃棄物処理はどこにあるのかと。またさらに、救援物資が来たときに、その受け付け基地はどこなのか。そして防災や医療ヘリはどこに基地があって、どういうふうにしてくれるのかと。また、災害ボランティアの受け付けというようなこともあります。そういった受け入れ場所や運営体制はどうなのかと。飲み水の給水の基地はどこなのか等々、これまで既に着々と進んでおります避難タワーとか備蓄品とか、また既存の住宅や公共設備の耐震化など、市民の命を守る対策と並行して、今後は命をつなぐ対策、そして被災者の生活を立ち上げる対策というのが、実施が喫緊の課題になってきておると考えております。

そこで、現在既に市政として検討中とお聞きしております発災後の応急期機能配置計画について、行政としてどのような方針のもと、どのような分野ごとに機能配置し、対策を立て取り組むのか。また、現在の取り組みの状況やいつまでに作成、つくるのか、こういった検討中のロードマップ等についてもお伺いしたいと思っております。

それから、2点目ですが、小中学校の設備環境の整備、特に学校プール設備の現況と整備計画についてお伺いをいたします。

南国市の小中学校プール設備は、一部の学校を除いて建設年度というのが非常に古く、更衣室、シャワー室、そういった設備を含めて一段と老朽化が進んでいるように思われます。私の地元の小学校のプール設備も、私が小学校のときに建設された設備そのものであって、昭和54年に一度改修されたとのことですが、更衣室、シャワー設備も含め、ほかの小学校と同様にふぐあいが生じたたびに部分的に改修を行って、子供たちのプール使用に支障のないように対応していると思われます。プールに使用する水も、地下水をポンプでくみ上げてプールにため水をするという方式であって、高知市を初め、ほかの市町村の学校のように水道水を使用せず、循環設備もない中、月曜から木曜日までに使ったプールの汚れた水というのを全部入れかえて、金曜日に入れかえて、また消毒液の注入、またプール内の清掃など、今のシーズンの中の教職員、子供たちは、教室での学習のほかに、少なからずそういったところへの労力を要していると思っております。

また、南国市のほかの小学校プールでは、補助プールを併設した学校もあり、水道水の使用やまた循環ポンプ付きのプールもありますが、一方昭和32年ごろに建設された小学校もあるように、学校によってはその設備形態というのが非常に違いもまちまちであります。現在の市内

小中学校のプール設備の実態、老朽化が進むプール設備の問題点、そして今後の改修計画についてお伺いをいたします。

3点目は、海岸の環境保全、特に南国市の海岸に産卵するウミガメの保護についてお伺いをいたします。

高知県内の海岸・砂浜は、上陸するウミガメの保護とウミガメの生息環境を守るために、平成16年7月1日より、高知県ウミガメ保護条例が施行されております。南国市の海岸は御承知のとおり、物部川から西に、沿岸集落としては久枝、前浜、浜改田、十市と、約4.5キロの海岸線となっておりますが、毎年5月の中旬から8月上旬にかけてがアカウミガメの産卵シーズンであって、特に昨年は浜改田の海岸にも6月2日を皮切りに、7月27日まで全8回8頭のアカウミガメの上陸があっております。少し詳細を紹介しますと、産卵数は1,114、1頭当たりの平均の産卵数は130個、また卵からふ化した数は608個、ちなみにふ化率は半分強の55%となっております。世話をしている地元の浜改田ウミガメ守ろう会の活動としては、ウミガメの上陸や上陸跡の発見など、見守り活動を行い、産卵を確認次第、卵を産卵場所から取り出してふ化場へ移動させて、約70日間ですがふ化を待って、子供が生まれるまで管理をしており、ふ化して生まれたばかりの小さなコガメは、地元の地域の保育園児や小学校の子供たちとともに砂浜から海へ帰してあげる活動を展開しております。県内各地域での活動としては、先般6月3日、土佐清水市の大岐の浜では、アカウミガメが上陸して、大きな亀が産卵をして海へ帰っていくニュースが、新聞のほうで大きく報道されておりましたし、また先日は、高知市春野西小学校では、小学校で飼育したウミガメに高知大学のウミガメ研究者や関係者とともに、小学生がタグを取りつけて海に放流して、その生態行動範囲等を調査研究しようとするのがテレビでも放映されておりました。こうした中、久枝から西のこの太平洋海岸、ここ数年砂浜が非常に疲弊し、ますます狭くなって、環境が全く悪くなってきております。

ウミガメは、非常に神経質でデリケートで、上陸しても砂浜にごみや空き缶、ペットボトル、アクタ、そういったものが散乱していると、環境が悪いと本当に産卵しないでたびたび海へ帰っておると、こうした現象もことしも5月20日に初めて上陸をしておりますけれども、産卵をせずに帰ったというケース、これが3回ほど起きております。ウミガメの活動としては、1年のうちで5月から9月下旬ごろにかけての期間ということですが、このウミガメの保護を通して地域に住む幼い保育園児、子供たちに、やはり生き物を大切にすると、そういった心を養いながら、南国市の海岸を、自然を守っていこうという心だったり、みんなで考えてやっております。

そこで現在、ウミガメ産卵後のふ化場、これはウミガメ守ろう会のメンバーが私費、自分の費用で暫定的に場所を構えて施設をつくっておりますけれども、本格的な、大きな設備ではないですが、ふ化場建設に向けた支援というのは行政としてできないものでしょうか。

また、産卵保護区へ車の乗り入れ禁止、捕獲を禁止する看板の設置、そして海岸にあるテトラポット内へウミガメがよく迷い込んで死ぬるというケースもありますので、そういったことのないように進入防止柵や網、こういったものの設置、また環境保全に向けた広報紙でのPRなど支援できないものか、関係箇所の所見をお伺いしたいと思います。

私の質問は、以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 浜田憲雄議員さんの南海トラフ地震対策についての御質問につきましてお答えいたします。

南海トラフ地震対策につきましては、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる、3つの対策があります。

命を守る対策では、揺れ対策として、既存住宅や公共施設の耐震化、室内の安全確保、津波対策として、避難路、避難場所、避難タワーの整備、避難訓練、火災対策として、大規模火災等の対策、農業用タンク等の津波火災への対策などがあります。

命をつなぐ対策では、活動用燃料の確保、応急期の機能配置、受援隊、物資等の受け入れ態勢、瓦れき処理、避難所の確保と運営、保健衛生活動、医療救護活動などがあります。

生活を立ち上げる対策では、生活の拠点となる住宅の確保、生活を支える拠点の確保、産業の復興、復興都市計画などがあります。

御質問の津波避難タワーなどに避難した方につきましては、津波が治まれば、津波浸水区域外の指定避難所に搬送する計画であり、どの地区の避難者をどの避難所に搬送するか検討しているところでございます。特に要配慮者につきましては、一般の避難所か福祉避難所のどちらに搬送するのか考慮しなければならないと考えております。

また、けがをされた方の搬送は、恐らく消防の救急車両は出ずっぱりであると思われまして、基本的には御家族か自主防災会の方に医療救護所、救護病院に搬送していただくこととなります。

災害対策本部につきましては、市役所になり、情報連絡体制は課題となっておりますが、電話やインターネット、徒歩や自転車などによる直接伝達などとなります。

救援物資の受け入れは、久礼田体育館や保健福祉センターなどを指定しており、ヘリポートの基地としましては、高知空港、吾岡山、北部グラウンドとなります。

ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会が窓口となり、災害廃棄物の処理は、仮置き場の候補地も含め処理計画を策定しているところでございます。そのほか、警察や自衛隊などの応急救助機関の活動拠点や遺体の安置、検案所、ライフラインの復旧のための活動拠点、応急仮設住宅の建設用地などの機能が必要となります。

応急期機能配置計画は、これらの機能を発災後の時間経過に応じた配置の検討や施設、用地の利用競合の調整や見直しを行い、応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるために策定するものであります。現在、関係機関、関係各課から資料を収集し調整をしているところで、今年末をめどに策定する予定であります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 浜田憲雄議員さんから、小中学校の設備環境の整備の中で、プール設備の現況と整備計画についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

以前の議会で岩松議員さんからの御質問にもお答えをいたしました。市内小中学校のプールにつきましては、昭和30年代建設が7校、40年代の建設も4校あり、4分の3以上のプールが老朽化しております。これまで児童・生徒に危険が及ばないよう部分的な改修は順次行ってまいりましたが、校舎の大規模改修や非構造部材の耐震化工事を優先的に取り組んできたため、抜本的な改修には至っておりません。

しかし、学校での点検に基づき漏水補修、塗りかえ、プールサイドの補修やフェンスの修繕、ろ過装置の交換等を行うなど、予算の範囲内で修繕を行っております。

非構造部材の耐震化工事終了後、老朽化が著しいプールから予算の範囲内で改修を進めていくために、現在国への補助申請の準備を行っております。

しかしながら、補助申請が認められましても、プールの改修に伴う補助率は極めて少なく、市の財政負担も大きいと、一斉に改修するということは困難でございます。現時点でできるだけ早い時期に補修の必要がある学校については確認できておりますので、次年度から対応可能となり次第、順次補修、改修を進めてまいりたいと考えております。ほかの学校につきましても、定期的に老朽箇所、危険箇所の点検を実施し、子供たちの水泳の授業に支障を来さない

ように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 浜田憲雄議員のウミガメの保護についてお答えいたします。

御質問のとおり、ウミガメの産卵には一定の浜幅が必要であり、砂浜が狭い場合には、産卵を回避することが知られております。近年、海岸の人工化が進み、砂浜自体の減少が問題となっております。また、テトラなどの障害物があることにより、ウミガメの上陸自体が阻害されたり、上陸しても産卵ができない、あるいは海に戻ることができず、時には死に至る場合もございます。また、産卵場所の周辺の明るさや物音、あるいは空き缶やペットボトルなどのごみにつきましても、産卵に影響を及ぼすようでございます。

つきましては、ウミガメの保護には砂浜の量的な面で確保すること、物静かでごみのない環境の砂浜を守ることが重要と考えております。浜田議員から御要望いただきました内容につきましては、財政的措置が必要な事項もございますので、庁内で十分検討するとともに、海岸を管理する国土交通省や県へも要望してまいりたいと考えております。なお、啓発の看板、パンフレット等につきましては、県港湾海岸課が作成を検討しているとのことですので、南国市の海岸地域への看板設置なども求めていきたいと思っております。

環境課としましては、海岸地域の皆様の協力を得て、毎年7月に海岸一斉清掃を実施しておりますが、ウミガメの産卵に適した海岸を守るのには、まだまだ十分とは言えません。ウミガメが多く訪れ、子供たちが美しい自然を守る心を育めるような海岸にしていくため、環境の保護に努めるとともに、広報などを通じて市民や関係団体の皆様に御協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 3番浜田憲雄君。

○3番（浜田憲雄君） 質問に対しまして、それぞれ丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。

1問目の南海トラフ地震対策につきましては、地域の皆さんが日ごろ本当に不安に思っている2次避難場所、あした住める住宅、そういったものについて、申しあげましたように非常に不安感を持っておるところでございます。命を守る対策、命をつなぐ対策、生活を立ち上げる対策と3つのステージに基づき、それからまたそれらを網羅した応急期の機能配置計画について、現在どんなに取り組んでおるのかということについて分野別に具体的に説明をいただき

ました。まだまだ細部については検討の余地といたしますか、たくさんの課題というのはあると思います。これにつきましては、今年末をめどに策定をしてくれると、するというございます。地域の皆さんの不安を解消できる内容となるのか、大いに期待もするところのございますので、よろしく願いをいたします。

ただ情報連絡体制の答弁の中で、これは非常に難しいことで現在検討課題ということになっているというふうなこと、また電話やインターネット、徒歩や自転車こういったもので直接伝達となることもあるというふうに答弁をいただいたんですが、地震発災時の情報伝達、情報収集というのは、非常に重要な機能であります。そして住民、特に避難場所へ避難した人、それと災害本部へ情報を伝えると、こういったことについては、どうしても必要なことになってきます。

しかし、発災時というのは大変混乱もして、パニック状態にもなってくることも予想されますし、もちろん停電とかいうこともありますので、電話なんかも一切通じんというケースは想定しなければなりません。こういったことを思うときに、情報連絡体制というのは、この議会でも冒頭のほうで出ておりましたけれども、やはり災害本部のほうにホームページといたしますか、今も市役所のホームページはありますが、そこに災害用のページを立ち上げて、避難タワーや避難場所からのいろんな被災状況、それから安否確認とか、そういったものを地域別に避難所別に情報ボックスをこしらえていただいて、そこに地域の避難場所のリーダーが、適宜タイムリーに情報を送っておくと。電話で対応してもとてもじゃない、それは間に合いませんし通じませんので、そういったシステムをぜひ早急につくってもらう、これがベストじゃないかと思うんですが。議会の冒頭、最初のほうでもそういった話も出ておりましたので、ぜひともそういった取り組みについて検討をされるようお願いをいたします。

それから、学校のプール関係ですが、プールの設備の老朽化に伴うことのございます。

お聞きしますと、非常に30年代の建設というのが7校あり、40年代が4校あるというふうなことで、その4分の3以上のプール設備が非常に老朽化が進んでおると。しかし、今のところふだんの部分的な改修についてはそこでやりますが、大規模的にはなかなか予算もあることだしてできないということのございました。もちろん今、学校では進められております非構造物の耐震化工事とか、これも最優先的にやられておりますので、そういったことも踏まえ、またこういった老朽化設備もあるということ、それからもう一つは、生徒数も減ってきておると、予算もあるというふうなこともあります。ぜひとも、こういったことのプール改修については、いずれはやらんといかんことになると思いますので、長期的に見てそういった計画を立ててい

ただくよう、で生徒のそういった学習にも支障のないように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、最後のウミガメに関してでございます。

本当に南国市の海岸、もちろん海岸・砂浜は、国交省、県の管理下にありますが、あくまでも南国市の海岸です。そして地域に住む人が、この海を本当に庭のように思ってこれまで生活をしてきております。もちろん生まれてくるコガメには、地域の保育園児、小学生たちには大変に喜んでもらい、笑顔ももらい、そして生き物を大事にし、自然を大事にしようということになってきます。支援のほうも南国市のいろんなそういった活動への支援についても協力もいただけるようでございますので、ウミガメ保存会の皆さんには、高齢化もしてきておりますが、そういった勢いもつけてこれから浜を大事にしていくということで、そういう気構えになっておると思いますので、これからも御支援のほうよろしく申し上げます。

私は、2回目の質問はございません。要望とこういった状況をお伝えして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。6月18日、19日の2日間は休会し、6月20日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

6月20日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時25分 散会